

# 介護保険施設での食費・居住費（滞在費）の軽減制度について

**対象者** 次の要件をすべて満たしている方

（住所が異なる配偶者の市民税の課税状況や預貯金等も勘案されます）

- ①市民税非課税世帯に属していること
- ②住所が異なる配偶者がいる場合は、その配偶者も市民税が非課税であること
- ③預貯金等の資産（**要件に勘案される資産**参照）が、下記の表の要件を満たすこと

	所得要件	資産等要件
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	配偶者がいない人：650万円以下 配偶者がいる人：夫婦の合計額が1650万円以下
第3段階①	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の人	配偶者がいない人：550万円以下 配偶者がいる人：夫婦の合計額が1550万円以下
第3段階②	年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える人	配偶者がいない人：500万円以下 配偶者がいる人：夫婦の合計額が1500万円以下

※65歳未満の方の資産等要件は、配偶者がいない人は1000万円以下、配偶者がいる人は2000万円以下

## 要件に勘案される資産

種類	添付書類
預貯金 （銀行・信用金庫・農協など）	通帳等の写し（※） <b>定期・貯蓄等は0円でも写しが必要</b> （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行口座残高の写し（※） （ウェブサイトの写しも可） （保有株式の銘柄・株数がわかるもの）
金・銀（積立購入を含む）など、購入 先の口座残高によって時価評価額が 容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（※） （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（※） （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

- ※ 通帳の写しは、①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、  
②申請日直近の最終の残高が分かる部分の写しと、  
③定期預金・貯蓄預金などのページの写しが必要です。**裏面参照**

# 通帳のコピーの取り方

## ① 銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分

※表紙ではありません

(通帳の表紙をめくった見開きのページにあります。)

<b>〇〇銀行 総合口座</b>	
おなまえ <b>フナバシ 知 様</b>	店番号 <b>012</b>
普通預金 口座番号 0, 123, 456	株式会社〇〇銀行 (銀行コード 0123)  △△支店 TEL 047(123)4567
定期預金 口座番号	
貯蓄預金 口座番号 1, 234, 567	

※銀行によっては通帳の表紙に「銀行名・名義」しか記載されていない場合がありますので、**表紙をめくった見開きのページ**のコピーを添付してください。

※口座番号があってもなくても、定期預金や貯蓄預金等のページが必要です(下記③)

## ② 申請日直近2ヶ月以内の最終残高が分かる部分

(コピーを取る前に記帳をお願いいたします。)

### 普通預金 - 〇 (兼お借入明細)

	年月日	お支払金額(円)	お預かり金額(円)	差引残高(円)	備考
1	xx-06-10	*9,876	デンキ	1,121,568	
2	xx-06-14	ネンキン	156,789	1,278,357	
3	xx-06-16	*50,000	カード	1,228,357	
4	xx-06-30	*2,345	ゲスイドウ	1,226,012	
5	xx-07-03	*45,000	ツウチヨウ	1,181,012	

最新の残高を記帳したものをコピーしてください。

## ③ 定期預金・貯蓄預金などのページ(利用していなくても必要)

### 定期預金 - 1

1		
2		
3		
4		

### 貯蓄預金 - 1

1		
2		
3		
4		

- 定期預金や貯蓄預金などを一度も利用したことが無くても、利用していないことの確認のため、通帳にページがある場合は、すべての口座種別のページの提出が必要です。
- ゆうちょ銀行の場合は、担保定額・定期貯金のページが必要です。
- 定期預金を解約されていても、記帳が無い場合は、預金があるものとして審査します。